



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第75号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 75, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78886
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第75号

1992年4月1日
吐魯番出土文物研究会

目 次

〈特別寄稿〉 トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅲ）……………王素著	1
關尾史郎訳	
〈紹介〉 楊際平著『敦煌吐魯番出土文書研究 均田制新探』……………	6

〈特別寄稿〉

トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅲ）

王素著
關尾史郎訳

二 譜主の生きた時代

本譜に記載された譜主が生きた時代は、附記されている官歴から推測するかぎりでは、いずれも高昌国時代には及んでいないと考えられる。例えば右の欄の一番目の譜主志についてみると、岳父の孟潔に刪丹令の経歴があるが、刪丹は涼州西郡の属県なので、彼の仕官はまさに五胡十六国時代だったことがわかる。また五番目の譜主縉は、折衝將軍や安戎護軍を歴任している。折衝將軍は諸王朝にあるが、安戎は秦州の地名で、護軍は五胡十六国時代の官号である^{〔5〕}。したがって縉の仕官も五胡十六国時代だったということになる。また縉以前の四人の譜主の生きた時代もこれと同じだったと考えてよいだろう。いっぽう左の欄の一番目の譜主歆についてみると、かつて孝廉に挙げられ、世子庶子を委任されるも就かず、綏戎・驛馬の両護軍や、酒泉・太夏両郡の太守などを歴任し、關内侯に封ぜられている。高昌国には孝廉の察举制度も封侯制度もなかったし、世子庶子なる官号も確認されていない。また綏戎と驛馬は涼州の地名、酒泉は同じく涼州の郡名で^{〔8〕}、太夏は河州の郡名である。三番目の譜主藝については、□の外側の「字」と「察」の二字の下にはともに欠文があるが、このうち後者は「察孝」と思われる。また官は西郡太守に至っているが、この西郡も涼州の郡名である。ここから、歆と藝が仕官したのも五胡十六国時代であったと考えられる。したがって両者の中間にある二番目の譜主純の生きた時代も同じ時代であったと考えてよいだろう。五番目の譜主は名を欠いているが、官は明威將軍である。この明威將軍は五胡十六国時代の涼州の諸政権には確認されておらず、高昌国で置かれた將軍号で、侯燦先生は第七級の官とされている。しかし涼州の諸政権で明威將軍号が確認されていないのは史書が記載を欠いているためと解釈することも十分に可能だから、この事実だけをもって譜主の純が生きた時代を高昌国時代と断定することはできない。以上検討したところを要約すると、本譜に記載された譜主の生きた時代はおおよそ五胡十六国時代であったといえる。

さて五胡十六国時代は百三十年余りの長きにわたっている。しかも、もしこれに高昌に拠った北凉の残余政権の統治期間も加算すると、一世紀半という長さになる。この期間、涼州地域は前凉、前秦、西秦、後凉、南凉、西凉、および北凉という多くの政権の統治下にあった。本譜の譜主が

生きた時代がこのうちいずれの政権の支配下にあったのか、という問題は検討しておく必要があるだろう。この問題を検討するにあたって、先に引いた譜主の官歴が検討材料を提供してくれる。譜主の官歴に見えている地名や官号の全てが具体的な手がかりを与えてくれるというわけではないが、それでも手がかりは少なくない。ここでは先に挙げた歆の官歴から二点ほどを取り上げて考察を加え、それによって彼が生きた時代を年代的に限定していくことにしたい。

(一) 大夏郡について

左の欄の一番目の譜主歆は太夏太守を歴任しているが、この太夏郡とは大夏郡のことである。大夏はもと県で、両漢では隴西郡に属していたものの、西晋で廃止された。『晋書』卷一四地理志上の涼州条に、「永寧中、張軌、涼州刺史と爲り、……また西平界を分かちて晉興郡を置き、晉興・枹罕・永固・臨津・臨鄯・廣昌・大夏・遂興・罕唐・左南等の縣を統べしむ。」とあり、さらにまた、「張駿、……興晉・金城・武始・南安・永晉・大夏・武成・漢中を（分かちて）河州と爲す。」とする^[6]。つまり大夏は前涼の張軌の時代に初めて県として復活し、晉興郡に属したが、張駿の時代には拡張されて郡となり、河州に所属していたのである。『元和郡縣圖志』卷三九隴右道上河州大夏縣条にも、「前涼の張駿、大夏郡を置く。」とあるし、『太平寰宇記』卷一五四隴右道廢河州大夏縣条に引く『十六國春秋』にも、「張駿の十八年、武始・晉興・廣武を分かちて大夏郡を置く。」とある。「張駿の十八年」とは、前涼の建興三〇年で東晋の咸興八年、西暦では三四二年になる。この年に初めて大夏郡が置かれたのであれば、譜主の歆が大夏太守に就任したのも、この年より以前にさかのぼることはありえない。

大夏郡は設置された当初より前線に位置していたので、激しい争奪戦にさらされ、帰属は定まらなかった。張駿は建興三四（三四六）年に亡くなり、その子張重華が即位した。『晋書』卷八六張軌傳附張重華傳には、この年、後趙の石季龍（虎）が、先に「王擢・麻秋・孫伏都等をして侵寇せしむること輟まずして、金城太守張冲、秋に降り」、その後、「また麻秋をして大夏を進陥せしめ、大夏護軍梁式、太守宋晏を執え、城を以て秋に應じ」たことなどが見えている。つまり大夏郡は設置からわずか四年で後趙の占拠するところとなったのである。この四年間については、既に大夏太守として宋晏の名があるので、譜主の歆がこの時期に大夏太守だったということはありえない。この後麻秋が大夏を拠点としてたびたび枹罕に進攻しており、遂に二年目の三四七年の九月には前涼の枹罕護軍である李達に投降を迫ったので、後趙が前涼の河南の地を全て手中におさめることになった。麻秋は後趙の涼州刺史として枹罕に鎮した。建興三六（三四八）年になると、後趙では石虎が太子の石宣を殺して、その東宮衛士十余万人を涼州に謫戍させている。『資治通鑑』卷九八東晋永和四年条の胡三省注は、「趙、未だ涼州を得ずして、涼州を金城に置き、謫して涼州の邊を戍らしむるなり。」として、この年には河南の地がなお後趙に領有されていたことを説明している。建興三七（三四九）年の四月に石虎が亡くなると、後趙では太子の石世が即位したが、翌五月には石世の兄石遵が石世を殺して自立した。ほどなくして東晋の梁州刺史司馬勲が長安を攻め、後趙の内部にも冉閔の乱が勃発した。司馬勲の長安攻撃を『資治通鑑』は同年九月に繫年し、後趙の樂平王石苞が「その將麻秋・姚國等をして兵を將いて勲を拒ましめ」たとする。十一月、冉閔は石遵を廃立、次いで殺害し、義陽王の石鑒を擁立して自ら朝政に専権をふるった。翌十二月、冉閔は今度は石鑒を囚え、胡・羯の大虐殺を行い、そのために二十余万もの死者が出た。『資治通鑑』の次年、つまり三五〇（永和六）年正月条には、「王朗・麻秋、長安より洛陽に赴く。秋、閔の書を承けて、朗の部する胡千餘人を誅す。朗、襄國に奔り、秋、衆を帥いて鄴に歸る。」とある。すなわち、麻秋は建興三七（三四九）年の九月に枹罕を離れて長安に入り、また建興三八（三五〇）年の正月には長安を離れて洛陽を経て鄴に戻っているのである^[9]。この後麻秋は苻洪によって執えられ、軍師將軍に任じられたが、やがてまた死刑に処せられている。ようするに、麻秋は枹罕を離れたら最後、二度とこの地に戻ってくることはなかったの

である。誰が彼の後任として涼州刺史となったのか、史書は詳細を語っていないが、関係する材料を分析すれば、麻秋は命を奉じて涼州を放棄してしまったわけではなく、河南の地はなお後趙の領有するところであった。建興三八（三五〇）年の閏正月、冉閔は石鑒を殺害して石氏を全滅に追い込み、自ら皇帝となって国号を魏と定める。その後彼は建興四〇（三五二）年の四月に慕容儁に執えられて殺されてしまうが、この時期には、後趙の西中郎將だった王擢が兵を隴上に駐屯させながら、戦況を見守っていた。したがって河南の地は当時王擢の管轄下に入っていたはずなので、依然として前涼の版図には復帰していなかったことになる。『資治通鑑』卷九九東晉永和八年（三五二）七月条によると、ちょうどその頃、長安では苻雄が兵力を集結させていたので、王擢は恐れをなして東晉に降り、東晉から秦州刺史を拝命している。しかし十二月になると、苻雄が隴西に攻め込んできたので、王擢は前涼に身を投じ、前涼からも秦州刺史を拝命することになった。これによって秦州はしっかりと前秦に帰属し、また河州は前涼に復帰して、前涼が前秦と直接対峙する局面が作り出されたのである。すなわち、建興四〇（三五二）年の十二月になってようやく河南の地はまた前涼の領有するところとなったのである。したがってこれ以前、つまり河南の地が後趙に占拠された建興三五（三四七）年の九月から同四〇年の十二月までの間も、諸主の歆が河南の地の中心に位置する大夏郡の太守であったと考えることができないのは、きわめて明白であろう。

建興四一（三五三）年二月、張重華は將軍の張弘と宋修を派遣し、王擢を助けて前秦を伐ったが、逆に大敗して兵を還した。五月、再度前秦を伐ち、今度は秦州を攻め落とすことができた。しかし十一月に重華が病死すると、世子の張曜靈がわずか十歳で即位したが、十二月には重華の庶兄である張祚が重華の母馬氏と結んで曜靈を廃して涼寧侯に封じ、自ら涼主となった。建興四二（三五四）年正月になると、張祚は涼王を自称し、和平なる元号を制定するに至る。しかしこのような彼のやり方は人々の不満を引き起こすことになる。同年二月、東晉の桓温が軍を率いて前秦を伐つと、王擢は桓温の動きに呼応するため、前秦に向けて進攻を開始した。しかし張祚は王擢が謀反を起こすのではないかと恐れて、牛霸を新たに秦州刺史に任命して王擢を攻撃させた。十一月には王擢がこれに敗れ、前秦に投降するに至る。明けて和平二（三五五）年の七月、張祚はまた河州刺史張瓘の勢力が強大なのをにくみ、張掖太守の索孚を派遣し、瓘に代えて枹罕を守らせ、同時にその将である易揣や張玲らをして歩兵や騎兵を率いて張瓘を襲わせた。張瓘もこの謀略を察知して索孚を殺し、易揣と張玲の軍勢を敗り、檄文を州郡に回して謀反に立ち上がった。前涼では驍騎將軍の宋混が弟の宋澄らと衆を集めてこれに応じた。閏九月、彼らは張祚の拠る姑臧を攻め抜き、祚を殺して張曜靈の弟の張玄靚を涼王に立て、また建興四三（三五五）年と改元した。すなわち、建興四〇（三五二）年の十二月から同四三（三五五）年の閏九月までの間、このように関隴一帯の政局は一貫して動揺しており、戦乱が頻発していたものの、河州は一貫して前涼の支配下にあったのである。それではこの時期こそ、諸主歆は河州に属する大夏郡の太守だったと考えることができるのだろうか。やはりこの種の可能性はけっして大きくないといわざるをえない。なぜならば、前述したごとく西平麴氏は張軌の時代に起こした反乱がもとで大きな打撃を受け、一族の大部分が西海郡に移住させられた結果、西平には一族のごく一部しか残留しておらず、その行動も制約されていたと考えられるからであって、前涼政権下の短期間のうちに彼らが再び台頭することは不可能だったということである。

張玄靚が再び西晉の建興なる元号を称したその同じ月に、隴西の人李儼が兵を擁して自立し、東晉の元号を奉じた。李儼の自立が西平の衛氏、郭氏、および田氏ら三大族の前涼への背反を引き起こしたことは前述のごとくである。『晉書』の張玄靚傳には李儼が「中興の年號を奉じ」たので、「百姓之を悦」んだという。また『資治通鑑』は李儼が「江東の年號を用い」たので、「衆は多く之に歸し」たという。このように、関隴地区の人士は桓温の北伐によって東晉の実力を目の当たりにしたので、東晉に対して晋朝の中原恢復という期待を抱いたのである⁽¹⁰⁾。おおよそこの時期に河州も前涼から離脱し、李儼の支配するところとなった。建興四四（三五六）年の二月、前秦の晋王苻柳が前涼

に使者を派遣して利害を説いたので、これを受けて張玄靚は前秦に藩を称することになった。これとほぼ時を同じくして李儼もまた名目的ではあるが、前秦に降った。建興四九（三六一）年の十二月、張玄靚は叔父にあたる張天錫の示唆のもと、西晋の元号建興を廃して東晋の元号升平を用いた。時に升平五年である。やがて升平七（三六三）年の閏八月には、張天錫は張玄靚を殺して自立する。次いで升平一〇（三六六）年の十月になると、李儼はまた前涼に通じ、張天錫も前秦との国交を断絶する⁽¹¹⁾。十二月には羌族の首長である斂岐が略陽の四千家を率いて前秦に反旗を翻し、李儼に臣属する。そのため李儼は強力になった自己の勢力を恃みにして独自に地方官を置き、前秦とも前涼とも関係を断ってしまう。そこで升平一一（三六七）年の二月になると、前秦が出兵して斂岐を討ち、翌三月には、前涼もまた出兵して李儼を討った。『資治通鑑』卷一〇一東晋太和二（三六七）年四月条に、「張天錫、李儼の大夏・武始二郡を攻め、之を下す。」とあり、李儼はこれに恐れおののいて枹罕に退却し、前秦に使者を派遣して謀反を謝罪し、あわせて救援を依頼した。同月、前秦の王猛が張天錫の軍を大破し、李儼を執えて長安に凱旋し、將軍の彭越を涼州刺史に任じて枹罕に置いた。ここに至って河南の地はまた前秦の領有するところとなったのである。升平一五（三七一）年の十二月には、前秦は河州刺史の李辯に興晋太守を兼任させて枹罕に置き、それまで枹罕にあった涼州の州治を金城に遷した。その翌年（三七二）年、前涼はまた東晋の咸安なる元号を奉じた⁽¹²⁾。これ以後、咸安六（三七六）年の八月に前秦によって滅ぼされるまで、前涼が再び河南の地を領有することはなかったのである。このことを踏まえれば、建興四三（三五五）年の閏九月から咸安六（三七六）年の八月までの間、河南の地は前後して李儼の占拠と前秦の支配のもとにあったのであり、長期にわたって前涼の手を離れていたのである。前涼政権が涼州を支配している状況下において、その涼州西平の大族である譜主の歆が、越境して敵対勢力の統治下にあった河州大夏郡に赴き、その太守となることなど到底不可能であったと考えられるのである。

上に述べてきたように、前涼時代を通じて譜主の歆が河州大夏郡の太守だった可能性は認められない。とすると、前涼以後の状況はどうだったのだろうか。周知のように、前涼以後、河州を直接に統治したのは、前秦、後秦、および西秦の三国だけである⁽¹³⁾。このうち、前秦と後秦については、河州の下に大夏郡が置かれたか否かについてさえ意見が分かれている。一つは設置を認めない考え方で、洪亮吉の『十六國疆域志』に代表される。もう一つは設置を認める考え方で、譚其驤の『中國歷史地圖集』に代表される。また西秦の大夏郡については、この両書は等しく河州の下に設置されたとしている。しかし実際のところは、史書にはこの三国の全時代を通じて大夏郡が設置されたという確証はないのである。例えば『晋書』卷一二五乞伏國仁載記には、太元一〇（三八五）年に彼が自ら秦・河二州牧を領して、「武城・武陽・安固・武始・漢陽・天水・略陽・湟川・甘松・匡朋・白馬・苑川の十二郡を置」いたとあるが、この中に大夏郡はない。わずかに同書の乞伏乾歸載記と『十六國春秋輯補』卷八六西秦乞伏乾歸傳に、更始四（四一二）年に乞伏公府が乾歸を弑殺した後、「奔りて大夏を固む。」とあるにすぎない。『資治通鑑』卷一一六の同年六月条はこれを、「走りて大夏を保つ。」とし、七月条には、「乞伏智達等、乞伏公府を大夏に撃破せり。」とある。しかしこの「大夏」は、先に引いた乞伏國仁載記の記述からすれば、あくまで県であって、郡ではないだろう。『魏書』卷一〇六下地形志下の河州金城郡大夏縣条にも、「二漢、隴西に屬し、晉、晉興に屬す。皇興三（四六九）年、改めて郡と爲し、後復た屬す。」とある。この記述には脱漏があるが、前涼が新設した大夏郡が後に廃止されたことだけはきわめて明白である。そうでなければ、北魏が新たに大夏郡としたということはいえないからである。廃止の時期について史書はなにも語っていないが、あるいは前秦が前涼を滅ぼした直後だったのではないだろうか。そのほか、ここであわせて注意しておくべきことは、譜主の歆は大夏太守に就任する以前、世子庶子の任を辞退していること、ならびに驛馬護軍や酒泉太守などを歴任していることである。なぜならば、前秦が立てたのは世子ではなく太子であり、かつまた後秦や西秦の勢力はいまだ驛馬や酒泉にまで及んだことはなかったからである。したが

って、前秦、後秦、および西秦の三国がいずれも河州に大夏郡を設けたと仮定できたにせよ、譜主の歆がこの大夏郡の太守であったと考えることは不可能なのである。

つまり譜主歆の官歴にある大夏郡の太守に関する唯一の可能性は、西涼が僑置した大夏郡のそれであったということにならざるをえないのである。これに関しては、以下に述べる驛馬護軍とあわせて、問題を提起したい。（待続）

【原註】

- (8) 麹氏高昌国には酒泉県の存在は確認されるが、酒泉郡はなかった。
- (9) 『晋書』卷一一二苻洪載記には、「初、季龍以麻秋鎮枹罕、冉閔之亂、秋歸鄴。」とだけあって、省略が多い。
- (10), (11), (12) 關尾史郎「前涼『升平』始終－『吐魯番出土文書』割記(二)－」(『集刊東洋学』第五三号、一九八五年)、参照。
- (13) 実際にはこのほかにも、夏と吐谷渾がある。しかし夏は勝光四(四三一)年の正月に西秦を滅ぼした後、六月には自らも吐谷渾に滅ぼされてしまう。したがって河州を占領していた期間がきわめて短い上に戦争に終始していたので、当該地区を直接に統治したとは考えられない。また吐谷渾は五胡十六国の一つに数えられていないので、ここでは対象としない。

【訳註(Ⅰ)～(Ⅲ)】

- [1] ここに掲載するのは、著者の原稿によりながら訳者の判断で『文書』第三冊掲載の録文を一部あらためたものであり、行間のピッチなどにおいて、図文対照本に掲載されているものとは若干異なる点があることをお断わりしておきたい。
- [2] 以下の墓表・墓誌は、近年出土したもの(㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚、および「章和七年張文智墓表」)のほかに、スタイン探検隊(㉓)、大谷探検隊(㉛・㉜)、および西北科学考察団(㉠・㉡・㉢・㉣・㉤・㉥・㉦・㉧・㉨・㉩・㉪・㉫・㉬・㉭・㉮・㉯・㉰・㉱・㉲)などによって将来・紹介されたものを含むが、出典の注記は省略する。また釈文は、著者のものを尊重したが、明らかに誤りや不備があると判断されたものについては訳者が補正した。
- [3] 侯燦、前掲「麹氏高昌王国官制研究」(同氏『高昌樓蘭研究文集』烏魯木齊、新疆人民出版社、一九九〇年、所収)、参照。ただし侯燦氏の成果については問題もある。荒川正晴「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって－主としてトゥルファン出土資料による－」(『史学雑誌』第九五編第三号、一九八六年)、参照。
- [4] トゥルファンに移住した令孤氏については、王素氏自身に專論がある。王素「高昌令孤氏の由来」(『学林漫録』第九輯、一九八四年)。また柳洪亮「唐天山県南平郷令孤氏墓志考釈」(『文物』一九八四年第五期)、参照。いっぽうアスターナ古墓群中にも、五二四号、五二五号、および五二六号墓のように、明らかに令孤氏一族のものと思われる墓が含まれており、かつ整理番号が連続していることから判断して瑩を形成していた可能性が高い。ただこのうち五二四号墓から出土した「建昌三(五五七)年令孤孝忠随葬衣物疏」によれば、彼は生前南平主簿の任にあったようなので、高昌の令孤氏と南平の令孤氏には緊密な関連が想定される。
- [5] 護軍の性格については、町田隆吉「前秦政権の護軍について－「五胡」時代における諸種族支配の一例－」(『歴史における民衆と文化－酒井忠夫先生古稀祝賀記念論集－』国書刊行会、一九八二年)、参照。
- [6] 前涼をはじめとする涼州の諸政権が河南の地に新設した郡県については、かつて訳者も検討したことがある。關尾「南涼政権(三九七－四一四)と徙民政策」(『史学雑誌』第八九編第一号、一九八〇年)、参照。

■ 紹介：楊際平著『敦煌吐魯番出土文書研究 均田制新探』

(厦門 厦門大学出版社 1991年8月)

本書は、近年、均田制について意欲的な論稿を陸續と公表されてきた楊際平氏（厦門大学歴史研究所）が、その成果を未発表の論稿とあわせて世に問われたものである。著者の成果から多くを学んできた者の一人として、このたびの公刊を慶びたい。本格的な書評はいずれ均田制研究の専門家によってなされるであろうから、ここでは内容をごく簡単に要約して紹介にかえたい。

本論は、第一章 均田制的淵源、沿革、第二章 魏、齊、周、隋均田制的実施状況、第三章 唐代均田制実施状況、および第四章 北朝隋唐均田制的性質、特点和歴史作用の計四章からなっており、冒頭には前言が、また巻末には附録として、作者有関本課題的論文目録がそれぞれ附されている。この目次からも明らかなように、本書は均田制をめぐる問題のなかでも、その制度的な枠組よりも、実施状況＝現実の分析に主眼がおかれており、とくに唐代の実施状況を検討した第三章は一九七頁と、全体の過半を占めている。表題に「敦煌吐魯番出土文書研究」なる文言があり、実際に敦煌文書やトゥルファン文書が随所に用いられているのも、ひとえにかかる問題の解明のためなのである。

著者は前言において均田制の実施状況を分析するポイントとして、均田制下における私田の有無と、田土の還授の実施の有無の二点を指摘し、先ず第一章では、均田制成立の前提として井田説・占田課田制とともに、北魏による計口授田政策以下の勸農政策に注目し、あわせて唐に至るまでの均田制・租庸調制・郷里制の制度的変遷について概略を説明する。次いで第二章では、北魏の計帳様文書や『關東風俗傳』などによりながら、北朝期にも均田制の枠外の田土（私田）が存在していたことや、全国的規模の田土の還授は行なわれなかったことなどを述べる。本書の中心ともいふべき第三章では、最初に西嶋定生氏の所説を逐一批判しながら、唐代均田制下における私田の少なからぬ存在（敦煌戸籍によれば、85%以上の戸が私田を所有し、各戸の平均所有面積は17～24畝という）とその法的正当性を主張し、次いで唐初の授田が形式的な措置にすぎなかったことを、高昌国滅亡後のトゥルファンにおける状況から推定する。また還授の有無については、主として敦煌戸籍の分析から、既受田額やその応受田額に占める割合の不規則性に着目して還授の実施を否定し、トゥルファン出土の欠田・給田・退田文書についても、西州固有の官田の授田制に関する文書という理解を提示する。最後の第四章では、前章までの考察をふまえ、均田制の土地国有という形式を認めつつも、本質的には土地私有制であって、秦漢以来の土地制度を継承し、土地兼併の抑制をはじめ、農業生産の向上・社会の安定といった役割を果たした点が評価される。

本書はこのように定説に対して多くの異論を提起しており、今後議論を呼ぶことは必定だが、巻末の論文目録を一見すれば明らかなように、著者の成果は均田制の前後の時代にも及んでいる。すなわちトゥルファンに関しては魏氏高昌国時代の土地・租税制度の、また敦煌に関しては吐蕃支配下の土地制度の論稿も少なくない。今後これらの成果をさらに発展させ、著者の学説の妥当性が著者自身の手によって検証される日の遠くないことを期待したいと思う。（關尾）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)